

4. 施設内虐待の類型及び要因

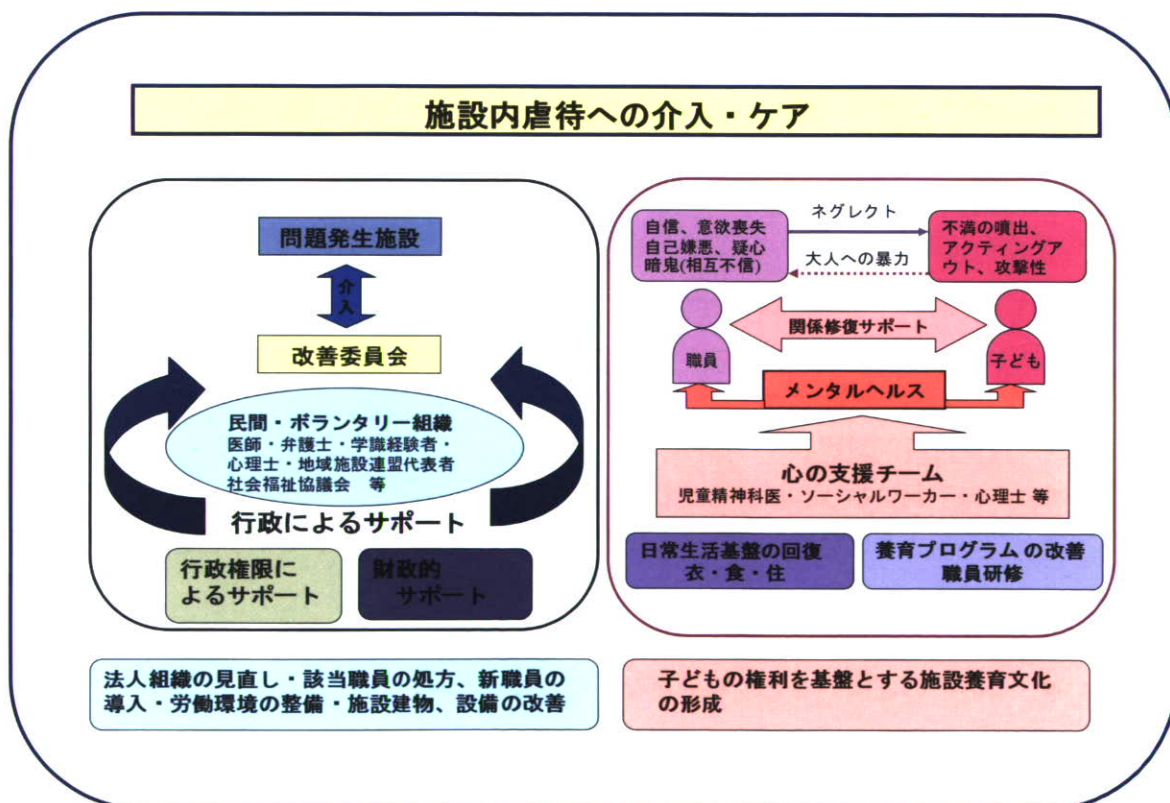
【施設内虐待の類型】

- 経済的搾取：措置費や子どもの生活費の流用
社会的資源の私物化、「家業」としての施設、労働搾取
- 支配的管理と人権感覚の麻痺：
盗聴器、監視カメラの設置、自室軟禁等
- 施設内ネグレクト：ケアの不在、子ども間暴力の放置
- 体罰：職員の専門性の欠如によるコントロールの喪失、反社会的行動への反応
- 施設内性虐待：ケアワーカーと子ども、子ども間
職員の倫理観や専門性の欠如、ネグレクト、アセスメントの欠落
- 施設措置変更：排除、ネグレクト

【施設内虐待の要因】

- 子どもの発達課題～学習・情緒障害、多動、愛着障害、非行、暴力など
- 施設長、職員問題～倫理感や人権感覚の欠如、専門性、援助技術の欠落
- 法人組織をめぐる問題～有名無実化した理事組織
- 旧態然たる我が国の福祉原理をめぐる問題～劣等処遇の理念
- 社会的養護の制度、システムの問題
- 養育理念・理論の欠如～構造問題としての施設文化

5. 施設内虐待への介入ケア



6. 施設内虐待の予防

- 施設サポートのための第三者機関設置
子どもの権利擁護、新しい施設養育文化の構築をめざして
- 施設内虐待防止を視野に入れた福祉サービス第三者評価のあり方
- 子どもの発達課題を明確にするアセスメントと自立支援計画の策定・実施
- 子ども発達権保障を基軸とする養育論の形成

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山眞紀子）

分担研究報告書

分担研究者 青木 豊 相州メンタルクリニック中町診療所院長

被虐待乳幼児に対する愛着に方向付けられた治療についての研究 —被虐待乳幼児の発達—特に愛着の形成に関する研究

総合概略

愛着班の3年間（H17年度～H19年度）の研究成果を以下に要約し、次に研究の成果物として1. 愛着行動チェックリスト ABCL, 2. 愛着に方向付けられた養育プログラム（愛着プログラム）について報告する。

[1] 3年間の研究成果サマリー

[目標]

愛着に方向付けられた養育プログラムを作成し、被虐待・施設乳幼児に実施し、その効果を判定する。H18年度に対照として施設通常養育について調査し、H19年度にプログラムを実施した。実施後調査がH20年3月に回収するため、プログラム効果の解析は未実施。以下H18年度の調査と、H19年5月に正常対照調査として実施した保育園児の調査から、

1. この研究のために作成された愛着行動チェックリスト ABCL の信頼性・妥当性の検討
2. 施設通常養育による乳幼児の変化
3. 愛着プログラムによる施設職員の変化について結果をまとめる。

[対象]

- 1) 乳児院と児童養護施設、計7施設に2006年5月（第1回調査）と2007年3月（第2回調査）、全ての乳幼児（月齢10～50）、計109名。
- 2) 首都圏にある保育園（5施設）に、2007年5月時点で在籍していた全ての乳幼児（月齢10～50）、計74名。

[方法]

1) の施設児対象に、愛着行動チェックリスト ABCL（青木ら, 2006）, CBCL 1.5-5 歳用（Achenbach & Rescorla, 2000）, 虐待を受けた子どもの行動チェックリスト CMTI（奥山, 2003）を施設担当職員により施行。

2) の保育園児には親と担任保育士にそれぞれ、愛着行動チェックリスト ABCL, CBCL 1.5-5 歳用を依頼、回収。

3) 第1回から第4回のプログラムミーティングの終了後に参加した職員に対し複数の質問紙を含む職員アンケートを行った。含まれ

2. 愛着に方向付けられた養育プログラム（愛着プログラム）

H18年度報告書に愛着プログラムの作成過程については記載されている。ここでは、以下プログラム内容を記載し、プログラム資料を添付する（添付資料3）。

本プログラムは以下の4つの要素からなる、

- i) 施設職員の愛着についての基礎的知識の獲得
- ii) 担当職員が乳幼児の愛着行動に着目すること

- iii) その愛着行動に対して適切に対応し、担当職員への健全な愛着形成を促す
- iv) 個々の職員がほぼ同様のアプローチを行う、という4要素である。

これら要素を実現するために担当養育者と研究班が10ヶ月で4回のミーティングを行う。

第1回ミーティングでは、介入を行う前に愛着についての基本知識、愛着行動に対する対応法などについて半日の講義・研修を行う。この研修には、バージニア大学のThe Circle of Security project プログラム (Marvin et al., 2002) で用いられている親への教材などを参考に愛着の輪に関する図版を作成した (添付資料4・5)。

ii) を実現するため、担当職員が2週に1度ABCLを施行し、児の愛着行動について注目することを励ます。さらにii) iii) を充実し、iv) を実現するため、第2~4回ミーティングは3ヶ月に1度、ケース検討を行う。

第2~4回ミーティングは、ケース検討会である。

以下の進行で行われる。

- 1) 子どもの社会的背景・入所の経緯について施設職員が発表する、
- 2) 子どもの特徴 (子どもの性格や行動など、その子に特徴的なことなど) について担当職員が発表する、
- 3) 今回の調査からみえた子ども像 (質問紙の結果) を研究班から示す (資料6)。その資料にはABCL、ADCL、CBCL、CMTIの結果などが記載されている。
- 4) 養育について、担当職員が第1回以降のミーティングをうけてどんなことに影響を受けたか、またABCLを施行しながら養育してみてどうだったかについてと、児の特徴や今回の資料から児の理解とこれからの養育のしかた (特に愛着について) を議論する、という手順である。

これら手順を通して、児の担当職員に対する健全な愛着の形成が意図されている。

なお全てのミーティングの終了後、研究班が本プログラムに関するアンケートを参加した施設職員よりとり、本プログラムの改善のための資料としている。また第2~4回ミーティングの後、事例検討のサマリー (プログラム資料7) を研究班が作成し、施設職員に郵送して、児の担当職員がミーティングを振り返れるように工夫されている。

研究協力者

奥山真紀子	国立成育医療センター
南山今日子	相州メンタルクリニック中町診療所・お茶の水女子大学大学院
芝 太郎	ドルカスベビーホーム
阿部伸吾	唐池学園
吉松奈央	相州メンタルクリニック中町診療所
鈴木浩之	神奈川県児童相談所
福間 徹	神奈川県児童相談所
佐々木智子	神奈川県児童相談所
寺岡菜穂子	相州メンタルクリニック中町診療所
猪股誠司	東海大学医学部
早川典義	東海大学医学部
松本英夫	東海大学医学部

添付資料:1

●愛着行動チェックリスト(ABCL) 実施日() 対象児イニシャル() 記入者()

以下の項目は、対象児の愛着行動についてお尋ねするものです。
 あてはまる数字に、○をつけてください。また、右に書かれている内容は、項目内容と逆のもので、状況が想像つかない場合参考にしてください。
 また、できるだけ「どちらでもない」以外で○をつけてください。

	項目内容	全 て は ま ら な い	あ ま り は ま ら な い	な ど い ち ら も	あ ま り は ま ら な い	な ど い ち ら も	あ ま り は ま ら な い	あ ま り は ま ら な い	参 考 (逆 の 内 容)
1	施設で遊んでいるとき、あなたの居場所を知っていて、あなたを呼んだり、あなたが居場所を覚えていたりすると気がつく。	1	2	3	4	5			あなたの居場所に注意しない。
2	探索のための安全基地としてあなたを利用するパターンをはつきり示す。遊びに出かけ、またあなたの方戻って、近くで遊び、次に再び出かけるというようなことを繰り返す。	1	2	3	4	5			連れ戻されない限り、いつもあなたから離れている。あるいは、いつもあなたのそばにいる。
3	恐がったり機嫌が悪くなくても、あなたが抱くと、すぐに泣くのをやめ落ち着く。	1	2	3	4	5			あなたが抱いてもなだめるのが難しい。
4	「～しなさい」と命令として言われなくても、「～したら」と提案として言われただけでも、すぐにあなたの指示に従える。	1	2	3	4	5			命令されなければ、あなたの指示を無視したり拒絶したりする。
5	あなたがついてくるように言うとき、そのようにする。(ふざけていて従わない場合は考慮に入れない)	1	2	3	4	5			
6	あなたが抱き上げると、あなたに腕を回したりありあなたの肩に手をのせたりする。	1	2	3	4	5			あなたが抱き上げるのを受け入れるが、抱かれようとすると姿勢をとったり、自分からしがみつくことはない。
7	あなたが「大丈夫よ」とか「怪我しないよ」等と言って安心させるとはじめて用心したり怖がったりした物に近づいたり避んだりする。	1	2	3	4	5			
8	何か恐そうに見えたり危なそうな状況にいると、あなたの表情を見てどうするか決める。	1	2	3	4	5			あなたの表情を確かめるときなく自分でどうするか決める。
9	あなたがかなり遠くに行くとき、後を追ってあなたの近くで遊びを続ける。(呼んだり、運んでやる必要はなく、また遊びをやめたり機嫌が悪くなることもない)	1	2	3	4	5			
10	あなたの機嫌が悪いとき、それに気づく。すなわち、子ども自身も静かになったり、機嫌が悪くなったり、あるいはあなたをなだめようとしたり「どうしたの？」と尋ねたりする。	1	2	3	4	5			あなたの機嫌がわるくなったことに気がつかないで遊び続けたり、機嫌が変わったことに無頓着である。
11	自分からあなたと物を分けあったり、あなたが言うとき、貸してくれたりする。	1	2	3	4	5			あなたが頼んでも拒否する。
12	あなたが部屋に入ってくると、自分の方から大きな笑みを浮かべてあなたに語りかけたり、手を振ったり、おもちゃを見せたりする。	1	2	3	4	5			あなたがあいさつしないと、子どもからはしてこない。
13	新しくおもちゃになる物を見つけたとき、あなたにも見せたいと、持ってきいたり、離れたところからあなたに見せる。	1	2	3	4	5			新しいおもちゃで静かに遊んだり、邪魔されない所に持って行く。

項目内容		逆の内容							
14	あなたが促すと、はじめて会った人に喜んで話したり、おもちゃを見せたり、自分のできごとをやって見せたりする。	1	2	3	4	5	当よ てく は ま ら な い	当や てや は ま ら な い	逆の内容
15	あなたが「ちようだい」と言ったり「持ってきて」と言うときとそれのようにつけてくれる。(ふざけていて従わない場合は考えに入れなくて良い。)	1	2	3	4	5	あ ま ら な い	あ ま ら な い	子どもからその物を取り上げられるか、「渡しなさい」と声を荒げない限り渡してくれない。
16	あなたが抱き上げたり、抱きめたり、可愛がると喜び、自分からもそれを要求する。	1	2	3	4	5	あ ま ら な い	あ ま ら な い	抱っこされても喜ばない。抱っこはされるが自分から要求しないし、すぐに降りてもらいたがる。
17	あなたが子どもに何かを頼むと、あなたが何をしたいかすぐにわかる。(従うが従わないかは問題としない)	1	2	3	4	5	あ ま ら な い	あ ま ら な い	
18	すぐにあなたに腹を立てる。	1	2	3	4	5	あ ま ら な い	あ ま ら な い	あなたがひどく邪魔をしたり、子どもが大変疲れたときでない限り、あなたに腹を立てることはない。
19	何かでびっくりした時、あなたの側に来ることなく、その場で泣く。	1	2	3	4	5	あ ま ら な い	あ ま ら な い	あなたがそばにくるのを待たず、自分からあなたの所に行く。
20	施設にいるとき、あなたが他の部屋に行くときと怒ったり大泣きしたりする。(後追いかしいかは問題としない。)	1	2	3	4	5	あ ま ら な い	あ ま ら な い	あなたが立ち去ることに気がつき、後追いかしいこともあるが、機嫌が悪くならない。
21	あなたに対してわがままで気が短い、自分の望むことをあなたがすぐにしなないとぐずぐずいったり頑固に要求し続ける。	1	2	3	4	5	あ ま ら な い	あ ま ら な い	
22	あなたが立ち去ったことで機嫌が悪くなったとき、その場に座りこんで泣く。あなたの後を追うことはない。	1	2	3	4	5	あ ま ら な い	あ ま ら な い	機嫌が悪くなったり泣いたりすると、積極的にあなたの後を追う。
23	あなたに抱かれているとき、降りて欲しいと合図するので降りると、ぐずったり、またすぐ抱いて欲しいと要求する。	1	2	3	4	5	あ ま ら な い	あ ま ら な い	子どもが降りて欲しいという合図をしたときに降りると、そのまま遊びに行く。
24	子どもがして欲しいことをあなたがすぐやらないうと、まったくしてもらえないかのようには振り舞う。(ぐずったり、怒ったり、あきらめて他のことをしたりする。)	1	2	3	4	5	あ ま ら な い	あ ま ら な い	子どもがして欲しいことをあなたが、少し後でやってくれると期待して待つことができる。
25	あなたがちよつと手伝おうとしただけでも、していることを邪魔されたかのように振り舞う。	1	2	3	4	5	あ ま ら な い	あ ま ら な い	あなたが実際に邪魔に邪魔しない限り、手助けを快く受け入れる。
26	あなたに何かをして欲しいときに、行動で示したり言葉で頼んだりするのではなく、泣いたりぐずったりして訴える。	1	2	3	4	5	あ ま ら な い	あ ま ら な い	本当に嫌なことがあったとき(疲れた、悲しい、恐い等)にしか泣くことはない。
27	あなたが、子どもの今している活動を止めさせ、次の活動をさせようとする、すぐに機嫌が悪くなる。(たとえ、新しい活動が子どものいつも喜ぶものであった場合も)	1	2	3	4	5	あ ま ら な い	あ ま ら な い	
28	活発な遊びの中で、たいたい、ひっかいたり、噛みつきたりして乱暴になる。(必ずしも、あなたを傷つけようというつもりはない)	1	2	3	4	5	あ ま ら な い	あ ま ら な い	活発な遊びの中でもあなたが叩いたり、ひっかいたり、噛みつきたりすることは少ない。
29	遊びの後、あなたの方へ戻ってきたとき、はっきりした理由も無いのにぐずることがある。	1	2	3	4	5	あ ま ら な い	あ ま ら な い	遊んでいる最中や遊びの後、あなたの方に戻ってきた時、うれしそうにする。

愛着行動チェックリスト(ABCL) まとめと説明

	項目	
こころの理解	AB15 あなたが「ちょうだい」と言ったり「持ってきて」と言うとそのようにしてくれる。(ふざけていて従わない場合は考えに入れなくて良い。)	得点が高いほど、担当職員「こころ(意図・感情・指示など)の理解」ができ、行動することができる。
	AB11 自分からあなたと物を分けあったり、あなたが言うと、貸してくれたりする。	
	AB17 あなたが子どもに何かを頼むと、あなたが何をしたいかすぐにわかる。(従うか従わないかは問題としない)	
	AB13 新しくおもちゃになる物を見つけると、あなたにも見てもらいたくて、持ってきたり、離れたところからあなたに見せる。	
	AB5 あなたがついてくるように言うと、そのようにする。(ふざけていて従わない場合は考慮に入れない)	
	AB4 「～しなさい」と命令として言われなくても、「～したら」と提案として言われただけでも、すぐにあなたの指示に従える。	
	AB7 あなたが「大丈夫よ」とか「怪我しないよ」等と言って安心させるとはじめ用心したり怖がっていた物に近づいたり遊んだりする。	
	AB8 何か恐そうに見えたり危なそうな状況にいると、あなたの表情を見てどうするか決める。	
	AB14 あなたが促すと、はじめて会った人に喜んで話したり、おもちゃを見せたり、自分のできることをやって見せたりする。	
非安全の愛着行動	rAB21 あなたに対してわがままで気が短い、自分の望むことをあなたがすぐにしないとぐずぐずいったり頑固に要求し続ける。	得点が高いほど、「非安全な愛着行動」が多く、素直に甘えることが難しい。
	rAB29 遊びの後、あなたの方へ戻ってきたとき、はっきりした理由も無いのにぐずることがある。	
	rAB24 子どもがして欲しいことをあなたがすぐにやらないと、まったくしてもらえないかのように振舞う。(ぐずったり、怒ったり、あきらめて他のことをしたりする。)	
	rAB26 あなたに何かして欲しいときに、行動で示したり言葉で頼んだりするのではなく、泣いたりぐずったりして訴える。	
	rAB18 すぐにあなたに腹を立てる。	
	rAB23 あなたに抱かれているとき、降りて欲しいと合図するので降ろすと、ぐずったり、またすぐ抱いて欲しいと要求する。	
	rAB27 あなたが、子どもの今してる活動を止めさせ、次の活動をさせようとすると、すぐに機嫌が悪くなる。(たとえ、新しい活動が子どものいつも喜ぶものであった場合も)	
	rAB28 活発な遊びの中で、たたいたり、ひっかいたり、噛みついたりして乱暴になる。(必ずしも、あなたを傷つけようというつもりはない)	
rAB25 あなたがちょっと手伝おうとしただけでも、していることを邪魔されたかのように振舞う。		
安全基地	AB1 施設で遊んでいるとき、あなたの居場所を知っていて、あなたを呼んだり、あなたが居場所を変えたりすると気がつく。	得点が高いほど担当職員を「安全基地」として行動している。担当職員といくと探索行動と愛着行動のバランスがとれている。
	AB3 恐がったり機嫌が悪くなくても、あなたが抱くと、すぐに泣くのをやめ落ち着く。	
	AB9 あなたがかなり遠くに行くと、後を追ってあなたの近くで遊びを続ける。(呼んだり、運んでやる必要はなく、また遊びをやめたり機嫌が悪くなることもない)	
	AB2 探索のための安全基地としてあなたを利用するパターンをはっきり示す。遊びに出かけ、またあなたの方戻って、近くで遊び、次に再び出かけるというようなことを繰り返す。	
	AB12 あなたが部屋に入ってくると、自分の方から大きな笑みを浮かべてあなたに語りかけたり、手を振ったり、おもちゃを見せたりする。	
	AB20 施設にいるとき、あなたが他の部屋に行くと怒ったり大泣きしたりする。(後追いかしないかは問題としない。)	
	AB16 あなたが抱き上げたり、抱きしめたり、可愛がると喜び、自分からもそれを要求する。	

愛着に焦点をおいた養育

愛着班
厚生労働省科学研究

はじめに(1)

- 当研究につて
虐待→愛着形成の不全→乳幼児期とそれ以降への心理・社会的問題→愛着に方向づけられた養育
- 研究3年研究の2年目後半：
愛着に焦点を置いた養育プログラムの試行
→ 来年度、本格実施
- 愛着に焦点をおいた養育プログラム
第1回ミーティング(本日)
愛着チェックリストの定期的実施(2週に1度)
第2回ミーティング, 2006年11月
第3回ミーティング, 2007年1月

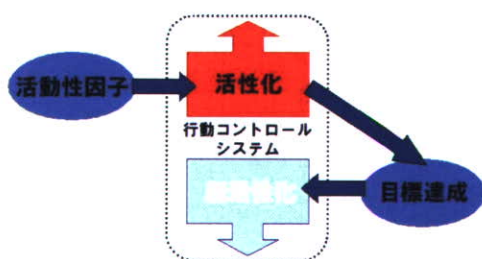
はじめに(2)

- 第1回ミーティング内容
 1. 愛着とは何か?
 2. 愛着に方向付けられた養育とは?
- 第2回、3回ミーティング
ケースカンファレンス：
特に児の愛着の形成について

愛着とは何か?

- 多様な意味
 - ① 愛着行動 ② 愛着の絆 ③ 愛着の関係性
 - ④ 行動コントロールシステムとしての愛着
 - 1) 愛着
 - a 目標 (外的) 養育者との距離を詰める (内的) “安全を感じる”
 - b 活性化因子: 恐怖、疲れ、養育者との分離
知らない場所、知らない人など
→ 基本的信頼感
 - 2) 探索: 好奇心・探究心
 - 3) 連携: 他者(愛着対象以外)との社会的交流
 - 4) 恐怖/心配 戦い or 逃げる: 危険のモニター

行動コントロールシステム



2. 乳幼児期の愛着についての研究(1)

- (1) 生得的なもの: 生物学的に与えられている
- (2) 7-9ヶ月で、選択的愛着が明瞭になる:
人見知り、分離不安
- (3) 愛着システムと探索システムとのバランス:
安全基地現象 → 愛着・探索の輪
- (4) 愛着の分類 (ストレンジシチュエーション):
安全型、
非安全型
回避型、抵抗型、Disorganized/disoriented型

2. 乳幼児期の愛着についての研究(2)

- (5) 愛着の病気: 反応性愛着障害 (DSM-IV)
- (6) 虐待と愛着形成:
型としてのD型
病気としての反応性愛着障害(最重症例)
- (7) 愛着の形成の乳幼児以降における影響
 - ① 非安全型
 - (児童期) 友達関係、気分の変動、うつ症状、攻撃性、反抗挑戦性障害(幼稚園生、小学校低学年、高学年)
 - (青年期・成人期) うつ、解離性障害
 - ② 施設児(反応性愛着障害)の予後:
30年追跡調査(平均学歴(里親) 12 grade, (施設児) 3 grade
結婚 (里親) 11/13, (施設児) 2/12
→ 愛着に方向付けられた養育の重要性!!

安全基地現象

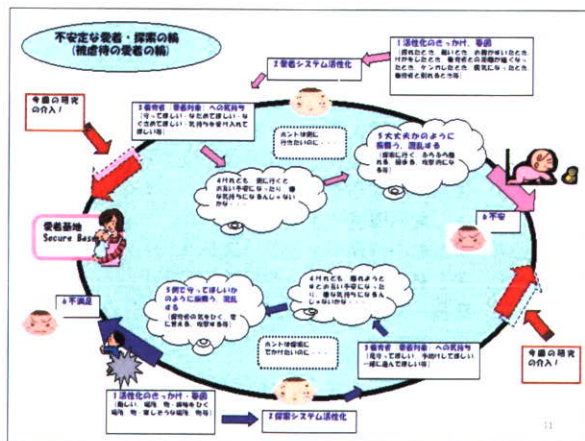
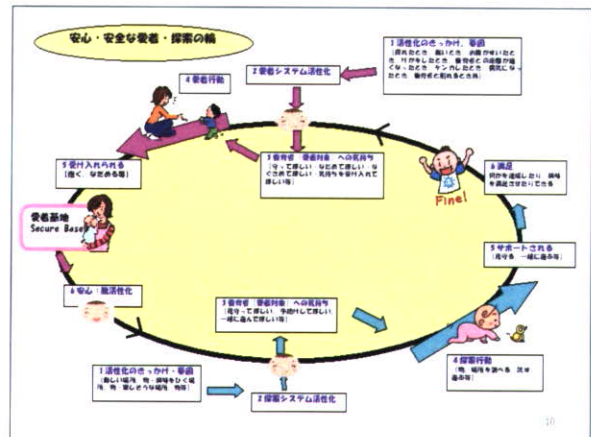
- Secure base phenomena

愛着システム



DSM-IVの反応性愛着障害RAD

- A. 5歳未満、ほとんどの状況で障害された対人関係
 - (1) 抑制型(ICD-10の反応性愛着障害)
対人的相互関係で開始・反応が不可過度の抑制、警戒、両価性
 - (2) 脱抑制型(ICD-10の脱抑制愛着障害)
選択的愛着(-)、無差別的社交性
- B. 発達の遅れで説明不可、PDD除外
- C. 病的な養育
- D. 病的な養育がAの行動障害の原因



愛着に方向付けられた養育(1) 安全・安心な愛着・探索の輪を作る

1. 愛着
 - <乳幼児の状態>
愛着システムの活性化(不安な状況にあるetc.)
→愛着行動が起こる
 - <対応>
受け入れ・慰め・なだめる
2. 探索
 - <乳幼児の状態>
探索システムの活性化(玩具に興味を示すetc.)
→探索行動が起こる
 - <対応>
見守り・必要があれば手助けする

愛着に方向付けられた養育(2)
不安定な愛着・探索の輪を修復する

1. 愛着
 <乳幼児の状態>
 愛着システムが活性化している状況
 (怖がってもおかしくない、不安がってもおかしくない状況)
 にもかかわらず探索するor独り遊びする

<対応>
 1) 気持ちを理解してあげる
 2) 積極的に近づき、声をかけ、心配を表明する
 3) 嫌がったら、見守り、見守っているサインを送る
 (声をかける、ある距離を置いてしかしそばにいる)

愛着に方向付けられた養育(2)
不安定な愛着・探索の輪を修復する

2. 探索
 <乳幼児の状態>
 愛着システムが活性化していない状況
 にもかかわらず気を引こうとする行為、近づこうとする行為

<対応>
 1) 気を引きたい気持ちは理解する、しかし
 2) 抱いたりかまったりしなければならないことはない
 3) 適度な距離をとり、中立的な反応でよい

愛着に方向付けられた養育(3)

入所早期に注意すること:
 <乳幼児>
 「養育者との分離」「知らない人がいる」「知らない場所である」などの原因で
 ほぼ常に愛着システムが活性化している状態にある

<対応>
 1) 積極的に、こちらから距離を詰めて、なだめる
 2) 児がそれを嫌がったら
 見守る、見守っているというサインを送る
 (たまに声をかける、ある距離を置いて、しかしそばにいる)

愛着に方向付けられた養育(4)

・ 効果の確認
 : 愛着形成の進展・健全化しているか?

↓

愛着と探索の輪
 不安定な輪 → 安心・安全な輪
 愛着と探索がバランスよくまわる

調査の概要

第1回プログラムミーティング 06年9月14日
 第2回プログラムミーティング 11月
 第3回プログラムミーティング 1月 2月

2週に1回 愛着行動チェックリストを実施

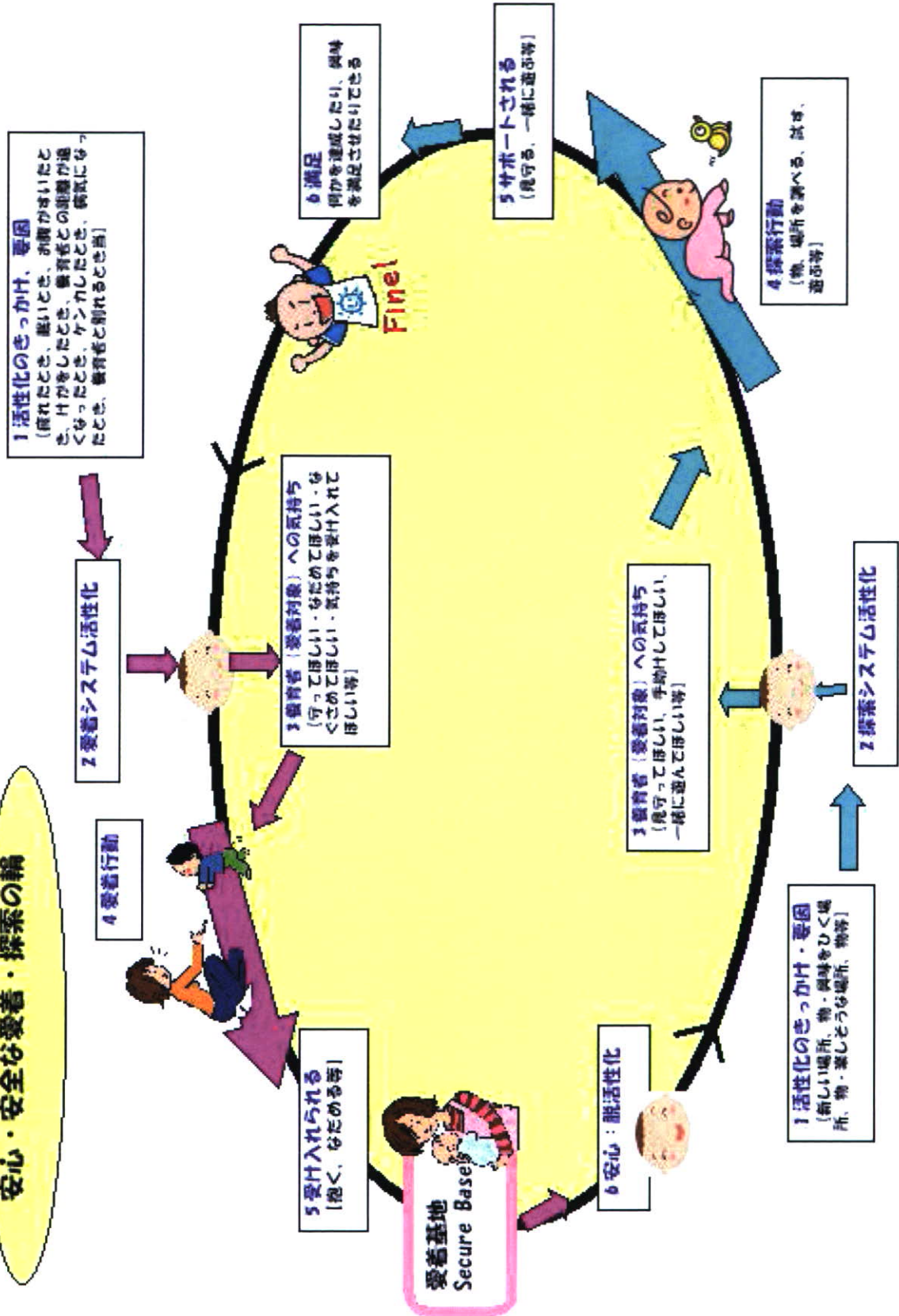
第1回調査 9月21日までにご返送の願います。
 第2回調査 月終わりに随時6から調査セットをお送りします。

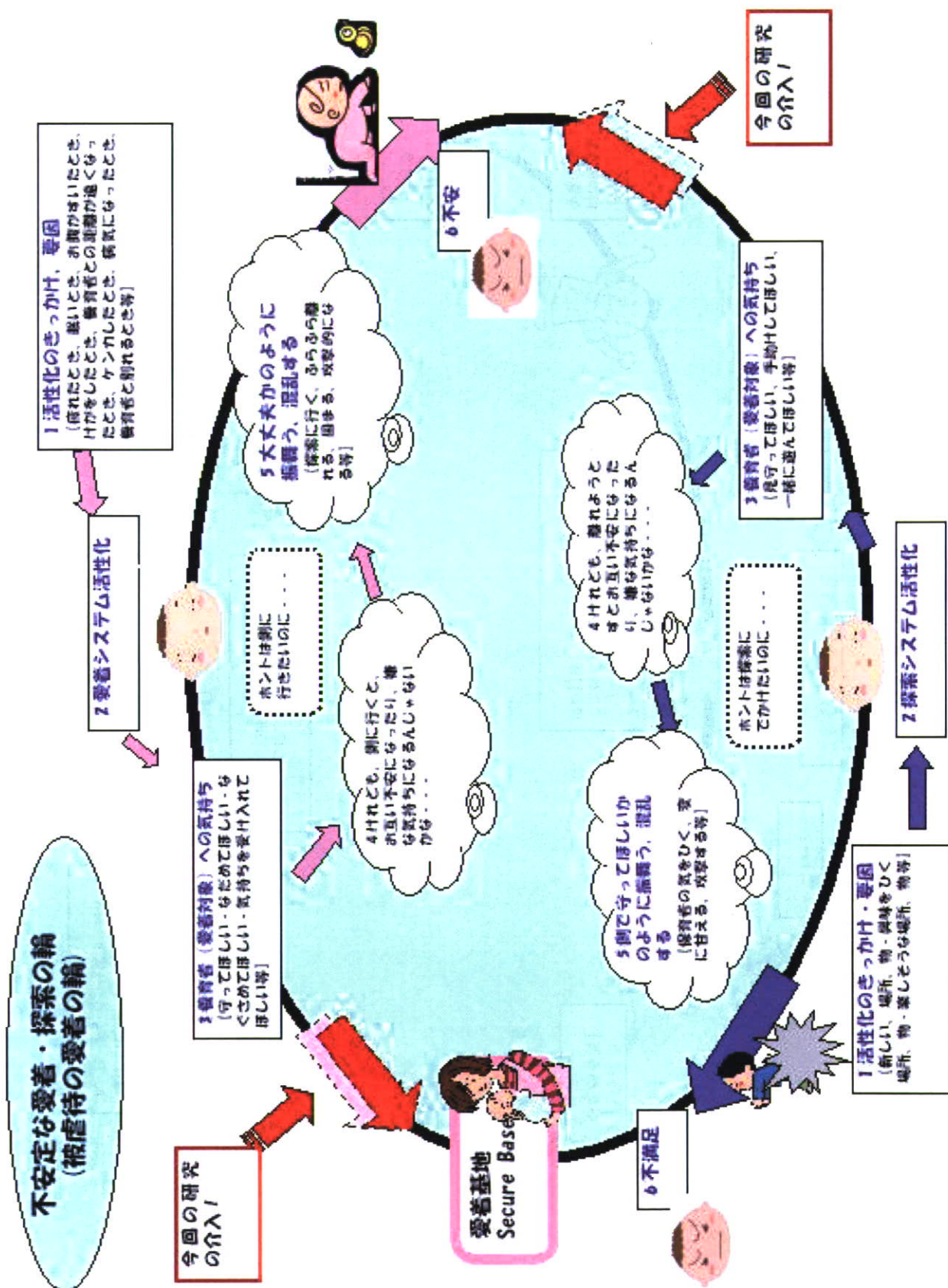
調査内容

- ① 子どもの個人票・・・最初に記入
- ② 愛着行動チェックリスト(ABCL)・・・2週間に1回
- ③ 愛着に関するチェックリスト (愛着障害チェックリスト)
- ④ 子どもの行動チェックリスト (1)
- ⑤ 子どもの行動チェックリスト (2)
- ⑥ 身長・体重・頭囲・・・月に1度

最初(H18年9月)と最後(H19年2月)に実施

安心・安全な愛着・探索の輪





厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
(主任研究者 奥山眞紀子)

分担研究報告書

分担研究者 星野崇啓 埼玉県立小児医療センター

被虐待児の愛着・トラウマと感覚統合障害との関連性に関する研究

総合概略

【目的】

本分担研究は、不適切養育によって児童養護施設に措置されている子どもに対し、感覚統合障害の有無および愛着の問題、トラウマ症状、生理的機能の問題等を評価し、それぞれの傾向や関連性を評価することで、入所児童に対する理解を深め、感覚統合療法の適応を検討するとともに、施設内での関わりの援助に結びつく対応は何かを模索する目的で実施した。

【結果】

感覚統合障害の評価および、各種チェックリストにより、愛着の問題、トラウマ症状、生理的機能の問題の有無等を評価した結果、以下のような問題点が明らかとなった。

- 児童養護施設に入所している幼児の約7割に感覚統合障害の存在が確認された。
- 感覚統合障害の中でも姿勢・バランス感覚の問題をもつ児童が多いことが明らかとなった。
- 愛着の問題は、こども達の食の細さと関連している可能性が示唆された。また、視覚刺激に反応しやすさとも関連していた。背景には、外傷体験による過覚醒との関連が疑われた。
- トラウマ症状と触覚・聴覚・視覚の過敏性との関連が示唆された。
- 眠りの浅い状態と、感覚統合障害との関連性があることが認められた。
- 感覚的に過敏な傾向があり、感覚統合障害を認める児童に感覚統合療法を行った所、著明に、愛着の問題やトラウマ症状が著明に改善された。

これらの結果より、愛着・トラウマの視点に加え乳幼児のできるだけ早期から、感覚受容の偏りに対する評価の視点や、姿勢・運動面の評価を積極的に行い、必要に応じて感覚統合療法を取り入れることで、児童の発達を大きく促進し、現在施設内で問題となりがちな攻撃性や過覚醒の状態に対し解決できる可能性があることが考えられた。

今後、児童養護施設に作業療法士の配置を検討し、感覚統合理論の視点からこども達の発達援助を行ってゆくことを提案する。

研究協力者

岡田洋一	埼玉県立小児医療センター	作業療法士
大久保貴子	埼玉県立小児医療センター	作業療法士
滝川友子	埼玉県立小児医療センター	作業療法士
岸田佳恵	埼玉県立小児医療センター	作業療法士
森本 風	児童養護施設エンジェルホーム	臨床心理士
川俣 実	埼玉県立小児医療センター	
大久保貴子	埼玉県立小児医療センター	
押野修司	埼玉県立大学	
大川千尋	国立成育医療センター	

感覚統合障害からみた児童養護施設ケアへの提言

本研究から、不適切養育により児童養護施設に入所する児童に、感覚統合障害がある可能性が高いことが明らかとなった。また感覚統合障害が、睡眠・食事・排泄等の生理的リズムとの関連をもつことや、愛着の問題、トラウマ症状との問題を背景にもつことが示唆された。感覚統合障害をもう児童に対し、感覚統合療法を実践することで、生活上の問題行動の変化、生理的機能の問題の改善、愛着の問題の改善、トラウマ症状の軽減が認められており、幼児期における感覚統合療法の実践は、多くの問題を併せ持つ児童養護施設の児童に対し、有益であると考えられる。

よって、児童養護施設のケアにおいて、感覚統合療法を組み込むべく、以下の点を提言する。

- 1) 各児童養護施設において作業療法士を配置を促すこと。
- 2) 3～4歳児に対して、JSI-R等のチェックリストを用い、感覚受容の偏りについて評価するとともに、感覚統合障害の評価を行うこと。
- 3) 児童養護施設心理職員等と協力し、児童の愛着行動の問題や、トラウマ症状を把握しつつ、感覚統合障害との関連性を検討し、治療目標を立てること。
- 4) 児童養護施設内に、感覚統合療法を実践できる治療環境を整備するとともに、施設内保育等を時間を利用して、継続的に感覚統合療法を実践しうること

今後、児童養護施設に作業療法士の配置を検討し、感覚統合理論の視点から子ども達の発達援助を行ってゆくことが必要と考える。

厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)

児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究

(主任研究者 奥山真紀子)

分担研究報告書

分担研究者 田中 究 神戸大学大学院 精神医学分野

虐待を受けた子どものトラウマとその治療に関する研究 児童養護施設における心理療法について

【目的】

不適切な養育によって、子どもには愛着障害、トラウマ反応、自己価値観の低下などの心理的障害が生じ、適切な心理学的介入あるいは治療がなければ、その後に気分障害、解離性（転換性）障害、人格障害などの精神障害に発展していくことについての報告が多くなされている。不適切な養育に直面させられた児童は、その環境への介入（例えば親子関係への調整的治療的介入など）がうまく機能しない場合には、保護され、さらに児童養護施設、情緒障害児短期療育施設などに処遇される。こうした施設児童に、精神障害への端緒と考えられるような解離反応、行動障害が多数発見、児童に対する介入方法として様々な方法が試みられている。

こうした心理的介入や治療の導入は強調されているが、治療に関しては個別の報告にとどまり、どのような児童を対象に、どのような形態で、どのような場所で、どのような内容の介入や治療が行われているのか、その有効性や効果がどの程度なのか、虐待を受けた児童に関する全体像は明らかではない。こうした基本的状況を明らかにしておくことは今後の被虐待児の心理療法の適用や効果を考える際に不可欠である。

また、効果的な心理療法的接近法を検討、開発していくことが必要である。複数の児童に対して行う構造化された集団精神療法の一つとして、Boston のトラウマセンター（B.A.van der Kolk 主宰）で行われている演劇療法（theatre therapy）を取り上げ、検討する。

【結果】

- 1) 心理療法についての子ども自身の評価は、職員、心理職のそれよりも高い。
- 2) 職員、心理職の心理療法への期待は高いが、期待される直接的な効果、行動変容は十分とはいえない。

- 3) 子どもの心理療法への評価は施設環境に影響されている可能性があった。
- 4) 心理療法の技法として遊戯療法が多用され、他にも多くの技法が用いられているが、単独の技法で有効性をもつものはなく、遊戯×芸術×箱庭(p=.038)の組み合わせが有意に、集団×芸術(p=.124)、遊技×箱庭(p=.152)がやや有効性を認めた程度であった。
- 5) 演劇療法 (theatre therapy) の導入を試みたが、実施施設での担当者の配置換えで継続できず、1年間の子どもたちの変化は認めなかった。
- 6) 被虐待児への心理療法の実態が明らかにはなったが、今後、有効な心理療法の解明を行っていく必要がある。

研究協力者

森茂行	甲南大学人間科学研究所
西澤哲	山梨県立大学
山口正寛	神戸大学発達科学部
小寺乃梨子	甲南大学人間科学部
安藤順子	神戸少年の町・甲南大学人間科学部
鈴木まや	尼崎学園
一言英文	関西学院大学

施設心理士の在り方に関する提言

(1) 心理担当職員の課題

1) 生活場面の関わり

前述のように、児童養護施設には比較的若く、勤務時間や日数の少ない非常勤心理士が複数いることが多いという現状が浮かび上がった。施設心理士は面接室やプレイルームの中だけではなく、生活場面でも児童と接する機会がある。また、施設では養育者が異なった経験や価値観を持った様々な職員であるということも特徴である。この中で、生活支援側の価値観や日常が生の情報として入り、他児や職員の関与などが起こりやすく、心理療法が本来持つクライアントとセラピストの双方が守られた構造とはなりにくい。

多くの心理士が生活への関与、生活からの関与をどう扱い、保つか、あるいは影響を避けるか等のバランスを気遣い、困難を抱えている。このような状況の中で、生活場面への関与は期限と範囲を限定する、高齢児は別として、関与を行うのと同時に心理療法を行わないことなど、対応する場や対象を明確にする必要がある。これらの理解は職員と共有され、管理者と調整することが必要である。

2) 常勤化および心理士間連携

平成18年度の通達により、心理士が常勤職員として配置される予算が組まれた。しかし、現状としては兵庫県の中では常勤職員は全体の5.7%とわずかである。これは、常勤化の予算が心理職員1人を想定しており、1人の心理士で多数の児童の心理療法を行うことは困難であり、施設内での役割が増え、過大な負担とることから複数非常勤心理士の雇用がなされているものと考えられる。複数配置によって、心理士と児童との治療的相性を考慮して心理療法を実施することもでき、業務分担できるという利点がある。しかし、非常勤職では、連続性が保ちにくく、職員との連携が不十分となりやすく、結果的に効果を十分に上げにくい。

児童擁護施設における心理士は複数配置されることが必要である。常勤心理士が配置され、加えて複数の非常勤心理士やメンタルフレンド、大学院実習生などを施設の形態や方針によって組み合わせることが望まれる。しかし、非常勤が多数となると、心理担当職員間での役割分掌、情報交換、共有が困難となる。その結果、児童に関する心理的関与方法、職員との連携などについて情報共有が困難となって、児童、職員への対応に混乱をもたらす。従って、今後は心理担当職員は施設規模、状況に応じて常勤複数名を配置することが望まれる。

(2) 施設の課題

1) 他機関利用

限られた職員と心理士で運営する施設にとって、児童に必要な心理療法等すべて施設内でまかなうことはできない。例えば医療が顕著であるが、施設外の児童相談所や医療機関、大学院付属のカウンセリングルームなどの利用を要することがある。しかし、施設によっては立地

面からこうした機関が遠方であり送迎負担があること、利用方法についての情報が乏しいことなどの問題に直面している。

この状況に対して、心理担当職員のみならずソーシャルワーカーなどが、施設外との連携や施設外地域資源および利用についての情報収集を行うことが必要である。

2) 職員について

長い経験年数をもつ職員が少ないことは大きなマイナスである。退職後、他施設に転職することは少なく他職種に転向したり、結婚などで児童養護施設に関与することを完全に止めてしまうことがしばしばである。この状況では、各職員が獲得した生活援助の工夫やノウハウが蓄積されにくく、結果的に児童の安定した生活を支える職員との関係性を保てず、影響は多大である。この状況の改善がなければ、心理士が導入されても、生活が安定して運営されず、密な連携が生まれにくく、結果的に心理療法の効果は乏しいものになってしまう。増加する被虐待児童の入所と、その児童の諸症状への対応に苦悩する職員のストレスに対応するための待遇改善や配置増強が急務である。

(3) 心理担当職員と施設の課題

時間、人数、経験の3つが施設における心理支援および職員との連携においてネックになっている。時間、人数については前述の通り、心理士と職員の勤務体制の問題である。加えて、経験とは、心理士本人の臨床経験あるいは職員の経験はもとより、施設での心理支援、生活場面との連携といった施設自体の経験を含む。手探りではあるが、施設に心理療法の経験のない中で、多くの心理士が職員や児童の生活を理解し、同時に心理士の心理臨床スタイルを確立する作業を行ってきた。それは施設の中に心理的な関わりという新たな機能を生み、それが職員や児童に理解、受容され、心理士の施設内での位置づけに結びついている。このような、心理士の経験の蓄積が継続されるためには、施設内での心理士の位置づけの再確認と、先述のように配置の重点化、重層化がさらに必要である。

改めて施設の存在意義と役割を考えれば、それまで家庭の中にいた児童が事情によりその居場所を失い、新たな生活の場所として施設が定位される。施設は児童にとって、家庭に代わる居場所となるべく作られている。虐待を受けたとしても、安定した環境で安全な生活を送り育てることは最低限児童に保障された人権である。児童はそれまでの養育環境への愛着、思慕があり、培ってきた経験や対人関係、親子関係がある。生活や安全は保障されても、環境変化は境遇への怒りや心もとなさ、悲しみ、喪失感、不安や混乱をもたらす。児童が本来の表情を取り戻すには、他の誰でもない、唯一の個人として自分自身を認識し(され)、大切にし(され)、自分の個性や感情に対して十分なフィードバックや関わり、受け止められることが必要である。児童自身のその力(resiliency)が発揮されるように、職員と心理士は支援のあり方を普段に検討し、模索し、いずれ社会へ出て行く個人としての児童への援助が求められている。

厚生労働科学研究費（子ども家庭総合研究事業）

児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書

分担研究者 田中康雄 北海道大学大学院教育学研究科 附属子ども発達臨床研究センター

発達障害・被虐待体験・非行(加害行為)の関係に関する研究

総合概略

1. 本研究は、児童虐待等の子どもの被害及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究であり、「発達障害・被虐待体験・非行（加害行為）の関係に関する研究」の3年目の結果である。
2. 初年度は、発達障害・被虐待体験・非行（加害行為）の関係について、思弁的な検討を行った。
 - 1) （軽度）発達障害について、および養育状況に与える影響、特に虐待との関係
 - 2) （軽度）発達障害を基軸とした加害行為との関係
 - 3) 被虐待体験が発達に与える影響
 - 4) 影響被虐待体験から加害行為が生まれる状況
 - 5) 加害行為（非行）の医療化について、文献レビュー的に総括した（詳細は17年度報告書参照）
3. ここで、判明したのは、発達障害・被虐待体験・非行（加害行為）の関係は、単純に因果関係に落とし込むことで済むというテーマではないこと、ひじょうに多岐にわたる要因（それには、危険因子と保護因子の両面が関与してバランスをとっていたものが、なにかのひょうし（パットタイミング的）に危険因子が凌駕するか、保護因子が枯渇することで「バランスが崩れ」発達障害・被虐待体験・非行（加害行為）といった現象、事象が生じるとしか考えられないということであった。
4. 2年目には事例検討として、3事例を提出して検討を加えた（詳細は18年度報告書参照）。3事例からは、発達障害は不適切な養育状況を醸し出す可能性を有すること、虐待は、子どもの発達を歪め、それは時に不可逆性となることもあり、結果的に「発達障害」像を呈するという解答に至らない両面の視点が抽出できた。加害行為を示す子どものうち、社会適応に困窮した子どもが、周囲からの誤解し対応に晒されることで、加害側に移行する可能性はあるし、社会適応の困窮さは、発達障害と関係する可能性もあることも示唆された。それぞれの事例における危険因子と保障因子を検討したが、大規模調査を行う必要性が実証的に必要であるということに留まった。
5. そこで発達障害・被虐待体験・非行（加害行為）の関係を予防論的に議論するだけで